

令和4年度地方公共団体の財政の健全化
に関する法律に基づく健全化判断比率
審査意見書

神奈川県監査委員

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 8 月 31 日付けで提出があった令和 4 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、同比率に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 5 年 10 月 3 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	し	き	だ	博 昭
同	松	本		清

第1 審査の種類

健全化判断比率等審査（健全化判断比率）

第2 審査の対象

令和4年度決算に基づき、知事から提出された次表の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。算定の基礎となる事項の概況は第6のとおりである。

比 率 名	令和4年度算定比率	参 考	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	15%
実質公債費比率	9.4%	25%	35%
将来負担比率	72.7%	400%	

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条及び第8条による。

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、次の点を主眼として行った。

- ① 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、それに基づく健全化判断比率は正確であるか
- ② その他健全化判断比率について意見書に記載すべきことはないか

第5 審査の結果

1 健全化判断比率の正確性について

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められた。

2 健全化判断比率の動向について

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、実質収支額と連結実質収支額が黒字であることから前年度と同様に算定されない。

実質公債費比率は、地方交付税措置されない県債の公債費が増加したこと等により、前年度に比べて0.2ポイント増加し、悪化している。

将来負担比率は、地方交付税措置されない県債残高が減少したこと等により、前年度に比べて8.9ポイント低下し、改善している。

第6 審査対象の概況

1 実質赤字比率（早期健全化基準3.75%、財政再生基準5%）

実質赤字比率は、実質収支額が267億余万円の黒字であることから算定されない。

(百万円)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
分子	一般会計等の実質赤字額 (黒字額)	— (4,952)	— (3,683)	— (72,032)	— (8,308)	— (26,730)
分母	標準財政規模	1,293,019	1,304,254	1,326,342	1,408,200	1,376,993
	実質赤字比率	—	—	—	—	—

2 連結実質赤字比率（早期健全化基準 8.75%、財政再生基準 15%）

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が 821 億余万円の黒字であることから算定されない。

(百万円)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
分子	連結実質赤字額 (黒字額)	— (90,162)	— (74,931)	— (155,696)	— (70,387)	— (82,188)
分母	標準財政規模	1,293,019	1,304,254	1,326,342	1,408,200	1,376,993
連結実質赤字比率		—	—	—	—	—

3 実質公債費比率（早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）

実質公債費比率は 9.4%で、早期健全化基準を 15.6 ポイント下回っている。

(百万円)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
分子 (A)	元利償還金等：(①+②+③+④)－(⑤+⑥)	116,333	107,568	108,746	107,879	121,403
	① 公債費	297,719	288,167	286,640	284,434	295,517
	② 公債費充当公営企業繰出金	3,176	2,945	2,657	2,766	2,331
	③ 公債費充当一部事務組合繰出金	262	139	—	—	—
	④ 公債費に準ずる債務負担行為額	2,136	2,009	1,882	1,772	1,651
	⑤ 特定財源の額	6,581	6,253	5,088	4,370	3,533
	⑥ 算入公債費等の額	180,379	179,439	177,345	176,723	174,563
分母 (B)	算入公債費等を控除した標準財政規模：⑦－⑧	1,112,639	1,124,815	1,148,998	1,231,477	1,202,430
	⑦ 標準財政規模	1,293,019	1,304,254	1,326,342	1,408,200	1,376,993
	⑧ 算入公債費等の額	180,379	179,439	177,345	176,723	174,563
(A) / (B)		10.5%	9.6%	9.5%	8.8%	10.1%
実質公債費比率(3か年平均)		10.3%	10.1%	9.8%	9.2%	9.4%

(注) 表示単位未満四捨五入等のため計数が一致しないことがある。

4 将来負担比率（早期健全化基準 400%）

将来負担比率は 72.7%で、早期健全化基準を 327.3 ポイント下回っている。

(百万円)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
分子	将来負担すべき実質的負債：①－②	1,339,286	1,289,308	1,204,728	1,005,509	875,014
	① 将来負担額	4,617,386	4,576,848	4,570,432	4,626,916	4,491,397
	ア 一般会計等地方債現在高	4,229,332	4,204,958	4,218,760	4,291,815	4,167,509
	イ 債務負担行為に基づく支出予定額	16,827	15,194	13,651	12,181	10,797
	ウ 公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額	27,884	26,268	24,849	23,446	22,268
	エ 組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額	137	-	-	-	-
	オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額	328,796	316,339	305,565	294,462	287,020
	カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額	14,409	14,088	7,608	5,012	3,803
	キ 連結実質赤字額	-	-	-	-	-
	ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-	-
	② 充当可能財源等	3,278,099	3,287,540	3,365,705	3,621,407	3,616,383
	ケ 将来負担額に充当可能な基金	795,631	836,506	903,767	1,144,679	1,193,529
	コ 充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等)	89,733	80,376	83,608	62,518	56,446
	サ 地方債現在高等に係る交付税措置見込額	2,392,735	2,370,658	2,378,330	2,414,209	2,366,407
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模：③－④	1,112,639	1,124,815	1,148,998	1,231,477	1,202,430
	③ 標準財政規模	1,293,019	1,304,254	1,326,342	1,408,200	1,376,993
	④ 当該年度公債費等交付税措置額	180,379	179,439	177,345	176,723	174,563
	将来負担比率	120.3%	114.6%	104.8%	81.6%	72.7%

(注) 表示単位未満四捨五入等のため計数が一致しないことがある。